

子育てグリーン住宅支援事業に関する
事務事業を実施する者に対する補助事業についての公示

令和 6 年 12 月 23 日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、「子育てグリーン住宅支援事業」のうち、「脱炭素志向型住宅の導入支援事業」以外の事業（以下「住宅支援事業」という。）に関する事務事業を実施する者に対する補助事業について公示します。

1. 事業の概要

（1）事業の目的

本事業は、「子育てグリーン住宅支援事業」のうち、「脱炭素志向型住宅の導入支援事業」以外の事業（以下「住宅支援事業」という。）を行う者に補助金を交付する事業（以下「事務事業」という。）を実施する者（以下「事務事業者」という。）に対し、国が必要な費用を補助することにより、「子育てグリーン住宅支援事業」の円滑な実施を図ることを目的とする。

※本公募は、「子育てグリーン住宅支援事業」による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等の提案の公募ではなく、交付申請等の事務事業を実施する者の公募です。

（2）事業内容

住宅支援事業に関する以下の事務

- 住宅支援事業の交付申請を行う事業者の登録や、交付申請等のためのシステムの構築及び運用（令和 6 年度補正予算における「脱炭素志向型住宅の導入支援事業（環境省所管事業）」、「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省 CO2 加速化支援事業（環境省所管事業）」、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省所管事業）」及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省所管事業）」との連携システムを含む。住宅支援事業及び各事業を「住宅省エネ 2025 キャンペーン事業」という。以下同じ。）
- 住宅支援事業の補助対象となる対象建材・設備等の募集・登録
- 住宅支援事業に係る補助金の交付申請の審査及び交付決定
- 住宅支援事業に係る完了実績報告の審査及び補助金額の決定
- 住宅支援事業に係る補助金の支払い
- 住宅支援事業の周知・広報
- 住宅支援事業に係るコールセンターの設置
- 住宅省エネ 2025 キャンペーン事業に係る総合コールセンター（各事業において設置されるコールセンターに適切に誘導するためのポータルとなるコールセンター）の設置
- 住宅支援事業に係る取組み全般を対象としたセキュリティ対策・不正対応等

○住宅支援事業に係る外部監査体制の構築

○住宅支援事業の効果の検証

○上記の環境省又は経済産業省において実施される住宅省エネキャンペーン 2025 事業を構成する各事業との連携体制の構築 等

(3) 事業期間

令和6年度から令和9年度

※令和6年度補正予算については、必要に応じて財政当局に対し繰越手続を行う予定であり、その後については、国において所要の予算措置が講じられた場合に補助対象となる。

2. 事務事業者に関する要件

- (1) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (2) 事務事業を適確に遂行する技術及び能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な実施体制を有していること。
- (3) 事務事業の実施方針、事業実施フロー、事業工程計画を具体的に示し実行する能力を有すること。
- (4) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 事務事業で知り得た情報の秘密の保持を厳守する体制を有すること。
- (6) 外部監査委員会等により、事業の特性に応じて発生しうる問題点への対応方法等に対し、有効な指導・監督を受けることができる体制を有すること。
- (7) 事務事業者は、共同事業体（事業を共同で行うことを目的として複数の者により構成される組織をいう。）として参加することができる。なお、共同事業体として参加する場合は、以下の要件を満たすことが必要であり、単独の参加はできないものとする。
 - ①共同事業体の構成員は、上記（1）から（6）の条件を満たすこと
 - ②業務分担及び実施体制等を明確に記載した共同事業体の結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成し、全構成員間で締結すること
 - ③全構成員の中から代表者を選定すること
 - ④共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となっていないこと

3. 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

①説明書の交付期間

令和6年12月23日（月）から令和7年1月15日（水）12時00分まで

②説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め④に記載の担当まで事前連絡を行い、手交又は電子メールにより交付

③提案書の提出期限

令和7年1月15日（水）12時00分まで

④提案書の提出先（担当部局）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 山本、齋藤

電話 03-5253-8111（内線 39-431, 39-427）

電子メール yamamoto-r2xg@mlit.go.jp, saitoh-y2nf@mlit.go.jp

（２）公募説明会の日時及び場所

日時：令和 6 年 12 月 25 日（水）13 時 00 分から

場所：WEB 開催※

※ 参加希望者は、令和 6 年 12 月 25 日（水）12 時 00 分までに、担当部局への参加申込が必要です。申込の詳細は、下記 URL より御確認ください。

URL：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000290.html

（３）提案書の提出方法

担当部局において準備する「大容量ファイル転送システム」により提出すること。

当該システムの利用に当たっては、担当部局に事前に電話連絡し、メールアドレス等を伝達すること。

4. 補助金交付候補者の選定方法

「子育てグリーン住宅支援事業に関する事務事業を実施する者に対する補助事業についての説明書」に基づき提出された「提案書」及び「提案説明」の内容について、第三者の有識者で構成される外部評価委員会が審査を行い、上記 2 の要件を満たし、本事業を適確に実施するうえで十分な能力等を有し、かつ、最も優れた提案者と評価される者を 1 者選定し、事務事業者候補者として選定する。

5. その他

- （１）関連情報を入手するための照会窓口は、3.（１）④と同じである。
- （２）提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わないこととする。
- （３）提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、事務事業者の取消を行うことがある。
- （４）採択された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書も返却は行わない。